

第165回千葉市情報公開審査会議事録

1 日 時：令和5年1月13日（金） 午前10時00分～午前12時10分

2 場 所：千葉市議会棟3階 第5委員会室

3 出席者

(1) 委員

皆川宏之委員、大久保佳織委員、大林啓吾委員、米良英剛委員

(2) 事務局

渡邊市政情報室長、北島主査、山崎主任主事、君島主任主事

4 議 事【(1)ア(ア)を除き非公開】

(1) 諮問事項の審議

ア 諮問第63号及び諮問第64号

（株）千葉ロッテマリーンズ及びマリンスタージアムに関する文書に係る開示決定等について（諮問第63号）

部分開示決定等の取消決定に関する文書に係る部分開示決定及び不開示決定について（諮問第64号）

(ア) 審査請求人の意見陳述【公開】

(イ) 審議

イ 諮問第60号

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙における公職選挙法に定める「開票録」、「投票録」及び「開票に関する書類」に係る部分開示決定について

ウ 諮問第62号

行政手続法に行政指導に従わなくても不利益な扱いをしてはならないと規定されているにもかかわらず、児童相談所の「面会できない決まり」に基づき面会させないことができることが分かる一切の書類に係る不開示決定について

(2) その他

5 議事の概要

(1) 諮問事項の審議

ア 諮問第63号及び諮問第64号

諮問第63号について、審査請求人の意見陳述を行った。その後、諮問第63号及び諮問第64号について委員間で意見交換をした。

また、諮問第63号及び諮問第64号について、次回の開催時に実施機関へ説明を求めることとした。

イ 諮問第60号

答申案について、委員間で意見交換をした。

ウ 諮問第62号

答申案について、委員間で意見交換を行い、答申案のとおり答申を確定とした。

(2) その他

次回の開催について、別途調整し、後日連絡することとした。

6 会議経過（諮問事項の審議については非公開）

◆議事（1） 諮問事項の審議

ア 諮問第63号及び諮問第64号

（ア）審査請求人の意見陳述【公開】

（審査請求人、補佐人 入室）

（皆川会長） 千葉市情報公開審査会です。本日はどうもご足労いただき、ありがとうございました。

それでは、ただいまから千葉市情報公開審査会の諮問第63号につきまして、審査請求人の方からの意見陳述を行います。

それでは、審査会の運営の都合上、審査請求人と補佐人の方に発言していただく時間は、合わせて30分程度でお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それではどうぞ、よろしくお願いたします。

（審査請求人） ほぼ、お渡しさせていただいた反論書のとおりというか、読む形にはなるのですが、もし時間が経ってしまうようであれば、切ってしまう構いません。

反論書という形で書かせていただいたのですが、本件の審査請求の経緯につきま

しては、私の方で令和3年6月18日付けで行った審査請求の内容、それが次のとおりになります。

まず、先行処分1の不開示部分に不服な事項として、不開示理由の適正な審査、あと、不開示理由の提示又は不開示決定の訂正。

イの先行処分2の不開示分に不服な事項として、異議申出書の不存在への異議と、審査の上での適正な対応。

次に、ボランティアの位置付けの審査。

そして、3項目で、ボランティア活動が球場所所有者から無承諾で実施されてきた是非の説明というのをも求めました。

処分庁は、審査請求を受けまして、先行処分1、先行処分2の取消決定及び令和3年9月24日付けで、本件処分1、本件処分2、本件処分3の決定を行いました。

その際、令和3年6月18日付け審査請求で求めている審査が実施されていません。また、当該審査請求の全部を容認することもされておられません。

ここから、弁明書への反論なのですけれども、「千葉市情報公開条例第19条の違反及び職権取消への疑義について」ということで書かせていただきました。

上記のとおり処分庁の対応は、審査請求者の先行処分1及び先行処分2に対する、審査の上での対応を求めた不服を解消しておりません。審査請求者と処分庁の見解の差が解消されているのであれば、そもそも、この弁明書が出る必要がないと考えております。

処分庁は、弁明書において、本件処分の妥当性について弁明されているのですけれども、千葉市情報公開条例第19条の違反でないことへの説明とはなっておりません。審査会が何故、行われていないのかが私には、この弁明書を読んでも分かりませんでした。

したがって、本件処分の理由説明は、その理由説明を行う段階に達しておらず、不相当であると考えております。

また、処分庁は、職権取消について言及されているのですけれども、まず今回の件は、争訟裁断行為に該当しないのか、該当しない場合であっても、審査請求が出された当事者である処分庁が、その段階で職権による取消しを行い、審査請求者の主張と食い違う内容の決定を行うことが妥当であるのかという審議をお願いしたいと思っております。

処分庁が審査会の回避を意図したかのような方法で職権取消を行い、審査請求人の意向を無視して、「審査請求人の利益に資するからよいだろう」と新たな決定を行うことを妥当とする処分庁とは、それぞれの主張に齟齬がありまして、それは、令和3年6月18日

付け審査請求における審査会開催によって解消しておくべきものであったと考えています。

本件の審査会での帰結で、「審査請求を受けた後でも職権取消により審査会を回避できる」という千葉市モデルが確立されるのであれば、それはそれで非常に意義深い事柄であると考えています。審査請求事項への適切な対応を求めたいと思っております。

次に、弁明書9ページから10ページの、マリーンズ・ボランティアについてです。

処分庁は、マリーンズ・ボランティアについて、マリーンズ・ボランティアの事業は、プロ野球球団の運営主体としての千葉ロッテマリーンズが、野球興行や自社プロ野球球団の活動に付随するものとして運営している事業である。その活動は、千葉マリンスタージアムを離れて行われることもある。

マリーンズ・ボランティアについては、プロ野球球団の運営主体としての千葉ロッテマリーンズが運営する事業であり、指定管理事業に位置付けられるものではないことから、指定管理者であるマリーンズが行っている事業ではないと処分庁は判断しているものである。マリーンズ・ボランティアの活動内容から鑑み、マリーンズ・ボランティアは、プロ野球球団としてのマリーンズの立場で行っているものであると処分庁及びマリーンズは認識しているという趣旨の内容を記載しております。

しかし、マリーンズ・ボランティア発足時に球団公式ホームページに掲載されたボランティア募集要項、これは別添1で付けさせていただきました。この募集要項を見ると、処分庁の主張する「千葉マリンスタージアムを離れて行われることもある」という趣旨の記載はございません。ボランティア発足当初の想定では、千葉マリンスタージアムにおける活動であったと考えざるを得ないと思います。

また、処分庁がホームページで公開している平成29年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会議事録の5ページ、これは別添2で付けさせていただきましたのすけれども、当時の公園管理課長が、前年度の同選定評価委員会で意見が出された「高齢者等のバリアフリー対策」について、「ボランティア制度を導入し、高齢者、ベビーカーでの来場者に対して支援を行った」と説明している記述がございます。

さらに、平成28年度指定管理者年度評価シートの4ページ、これは別添3で付けさせていただきましたが、「都市局指定管理者選定評価委員会意見を踏まえた対応」として、「ボランティア制度の導入」が記載されております。

その上、平成29年度指定管理者年度評価シート6ページ、これは別添4で付けさせていただきましたが、千葉マリンスタージアムの管理に関する基本協定書に定められたモニタ

リングに関する事項として、そのモニタリング事項の内容の定めがないのですけれども、そのアンケートの設問に、マリーンズ・ボランティアを設定しています。

プロ野球球団としてのマリーンズの立場で行っていると認識しているボランティアを、指定管理者選定に係る議論の俎上にあげることの妥当性が、私には理解できません。

マリーンズ・ボランティアは、別添 2 から 4 の記載の記載当時、指定管理の一環として位置付けられていたと見るべきではないかと考えております。

また、千葉市が株式会社千葉ロッテマリーンズと締結している「千葉マリンスタージアムの管理に関する基本協定書」の第 3 条第 1 項（6）には、自主事業が「乙が管理制度を利用して、自らの企画による事業を実施し、又は第三者にこれを行わせて、当該事業に係る利用者等又は第三者から利用料金その他の料金を徴収し、自己の収入とする場合の当該事業をいう。」とされており、管理業務の範囲を定めた協定書第 7 条第 1 項（3）には、「自主事業の実施に関する業務」と記載があり、同（5）には、「前 4 号に掲げる業務に附帯する業務」とあります。

処分庁が、弁明書で自ら「来場者のご案内、野球興行の当日にのみ設置される場内アトラクションの運営、写真撮影等」と述べている業務が、自主事業に附帯しない業務であることは、弁明書では説明できておりません。

これらの事項から、ボランティアについての処分庁の主張は、審査請求者が令和 3 年 4 月 28 日付けで開示請求を行った後から、処分庁が何らかの理由でボランティアの位置付けを変更した後付けではないかと考えております。審査請求事項への適切な対応を求めたいと考えております。

以上であります。

（皆川会長） ありがとうございます。

ただいまの審査請求人の方からの意見陳述に対して、委員の方から、確認、質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

それでは、これまでに提出いただいた審査請求書と弁明書、それから今回の意見陳述をいただいた点を踏まえて、審査会で審査をしていきたいと思っております。

時間はまだありますので、他にお話されることがおありでしたら、お願いします。

（審査請求人） 大体言いたいことは書かせていただいたのですけれども、一番気になっているのが、情報公開条例第 19 条というのが、この審査会での審議をしなければならないとなっているはずなのですけれども、ちょっと処分庁が職権取消をしているからよいの

だという話をしていると。この部分というのが非常に私としては疑問があります。

(皆川会長) 承知しました。その点も踏まえて、今回いただいたご意見を踏まえて、こちらで審査させていただきたく存じております。

(審査請求人) よろしくお願ひします。

(大林委員) 1点だけ、質問してよろしいでしょうか。

(皆川会長) はい。

(大林委員) 委員の大林です。

まず、1点目の職権取消の問題なのですけれども、これは、請求人としては、どのような姿が望ましいということなのですか。審査会を開いて、元々の案件について、きちんと最終的な結論を出すべきだったという話なのか、それとも、この職権取消が行われたこと自体について、それを取り上げて審査会で何か判断すべきだったのかというのと、どちらの話ですか。

(審査請求人) 最初の時点からというかですね、この新たな、今回、審議会を開いていただいた話というのが、この中でも書いているとおり、2度目のというか、審査請求に対して開かれている。ただ、そこも矛盾、疑問があるのですね。最初のが開かなくてよい理由が分からないというのがまずあります。審査会をして、その第三者の公平な判断が出た中で、こういう結論として取り消しますとかだったら分かるのですけれども、取り消すべきということだったと思うので、取り消した上で決定するという、それで出てきたその決定というのがですね、必ずしも元の6月18日の審査請求事項を全てのんでいる内容ではないと。ボランティアなどは違うよと言っている。ボランティアはこうじゃないですかと言ったのも、丸のみして出てくるはずのものが、取り消して違う決定になって出てきて、それと、審査会をやってくださいと私が言っているのに対して、審査会をやっていないのに違う決定、望んでいない部分も含めた決定が出てくるというところの疑問があります。

なので、第三者の意見でこれが決まっていれば、私はそれほど、同じ決定が出ていたとしても不満はないのですけれども、何故、当事者の片方が、審査請求が出た後で、その意向じゃない部分を含めた決定ができるのかというのが一番大きな疑問です。

(大林委員) おっしゃる内容としては、審査会をまずやって、その結果を踏まえて処分庁が改めて職権取消をするという流れだったら納得できるということなのですかね。

(審査請求人) そうですね。そこが妥当であれば、納得はできます。

(大林委員) 分かりました。

もう1点だけ質問なのですけれども、2つ目の方のマリーンズ・ボランティアの件ですが、これは、ないものはないとして、どうしようもないと思うのですが、仮にありとすれば、こういった類いの文書があると考えていらっしゃるのですか。

(審査請求人) 幾つかあると思うのですけれども、私は実際にボランティアのメンバーだったので、いろいろその活動の中で疑問点があったというのが出発点でもあるのです。その中で、活動の記録ですとか、打合せの記録の中で、職員の方もこういう話をしていましたというのが、物によって、そういう話はしていないとか、あと、そんなデータはないと、そういう話が非常に多く関係しておりまして、そういうもの1つ1つ、自分がやっていたボランティアを検討する中で、どういう活動であったのかというのを総合的に知りたいので、まずその文書の類いが出せるのかどうかによって、求める文書は変わってくると思うのですけれども、一番知りたいのは、コロナの影響で活動自体が止まってしまったのですけれども、その活動が止まってしまうその年の、幾つか大きな人数が集まって話し合いなどをする場とか、説明会だとかがあったのですけれども、そのときに、誰が、どのような話をしていたかというところが詳しく知りたいというのがあります。

(大林委員) 分かりました。ありがとうございます。

(皆川会長) その他、委員の方からご質問ありますか。

(なし)

(皆川会長) 本日は、意見陳述並びに質疑に答えていただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで審査請求人の方からの意見陳述を終了いたします。審査請求人の方と補佐人の方、ご退室、お願いいたします。

ありがとうございました。

(審査請求人、補佐人 退室)

◆ 諮問事項の審議 以下非公開